

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
休みの翌日
がとる）

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 白 保安林の指定の解除

土地改良事業計画等の適否の決定
 土地改良事業計画の適否の決定
 ”
 ”
 土地改良事業の工事を完了した旨の届出
 ”
 ”
 土地の用途廃止
 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条環境保全課の項を次のように改める。

環境保全課

- 一 大気の汚染の防止に関すること。
 - 二 水質の汚濁の防止に関すること。
 - 三 騒音の防止に関すること。
 - 四 悪臭の防止に関すること。
 - 五 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
 - 六 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。
 - 七 公害に係る紛争の処理に関すること。
 - 八 その他公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- 第十一条商工振興課の項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 農村地域への工業の導入の促進に関すること。
- 第十八条の表中

鳥取県危険物 取扱主任者試験委員	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） 第十三条の三第一項の規定による危険物取扱主任者試験の実施に関する事務
---------------------	---

を

鳥取県電気工 事士試験委員	鳥取県水質審 議会	鳥取県公害対 策審議会	鳥取県公害対 策審議会	鳥取県危険物 取扱者試験委 員
電気工事士法（昭和三十五年法律第三百十 九号）第五条第一項の規定による電気工事 士試験の実施に関する事務	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三 十八号）第二十一条第二項及び第三項の規 定による公共用水域の水質の汚濁の防止に 関する重要事項についての調査審議及び意 見の具申に関する事務	公害対策基本法（昭和四十二年法律第三百三 十二号）第二十九条第一項の規定による公 害対策に関する基本的事項の調査審議等に 関する事務	公害対策基本法（昭和四十二年法律第三百三 十二号）第二十九条第一項の規定による公 害対策に関する基本的事項の調査審議等に 関する事務	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） 第十三条の三第一項の規定による危険物取 扱者試験の実施に関する事務
商工振興課	環境保全課		環境保全課	

を

に、

を

に、

<p>鳥取県告示第九百十四号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に より、次のように保安林の指定を解除する。</p> <p>昭和四十六年十一月十二日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>	<p>改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>告 示</p>	<p>鳥取県電気工 事士試験委員</p> <p>電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十 九号）第五条第一項の規定による電気工事 士試験の実施に関する事務</p>	<p>鳥取県農村地 域工業導入促 進審議会</p> <p>農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法 律第百二十二号）第十八条第一項の規定によ る農村地域工業導入基本計画及び農村地域 工業導入実施計画の作成その他農村地域へ の工業の導入の促進に関する重要事項の調 査審議に関する事務</p>	<p>商工振興課</p> <p>に</p>
--	--	---	---	-----------------------

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露字西浜一七五七の七三四、一七五七の七五六(以上二筆に
ついて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

空港用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役
所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十五号

昭和四十六年十月二十日付けで倉吉市伊木一〇三番地河島積ほか二十二
人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約
について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三
項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これ
を適当と認めため、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条
第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十六号

昭和四十六年十月一日付けで岸本町長から申請のあつた土地改良(大原地
区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十七号

昭和四十六年十月十二日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(山の

下地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町長から土地改良(富岡地区かんがい排水)事業について、昭和四十五年三月三十一日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区から土地改良(西原地区かんがい排水)事業について、昭和四十五年三月二十日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、中山町長から土地改良(羽田井地区かんがい排水)事業について、昭和四十六年二月二日工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十一月九日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市車尾四九三ノ一番地先		七六・四五	道路敷

鳥取県告示第九百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十六年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗